

茨城県単土地改良事業補助金交付要項 別表

事業	型	事業の内容	補助率
農業生産基盤整備事業	1 一般地帯型	(1) 一般地帯（付表に掲げる指定地域（以下「指定地域」という。）以外の地域）で行う事業であつて、受益面積がおおむね5ha（山間部にあつては3ha）から20haまでのもの及び知事が特に必要と認めるもの	事業費の37.5%以内。 ただし、水田のほ場整備については事業費の40%以内
		(2) 一般地帯で行う事業であつて、受益面積がおおむね1haから20haまでのもので事業完了後に別に定める水田の転換が行われるもの	事業費の42.5%以内。 ただし、水田のほ場整備については事業費45%以内
	2 山間急傾斜地帯型	(1) 指定地域で行う事業であつて、受益面積がおおむね1haから20haまでのもの及び知事が特に必要と認めるもの	事業費の47.5%以内。 ただし、水田のほ場整備については事業費の50%以内
		(2) (1)の事業のうち事業完了後に別に定める水田の転換が行われるもの	事業費の52.5%以内。 ただし、水田のほ場整備については事業費の55%以内
	3 畑地基盤対策特別パイロット型	受益面積がおおむね20ha以下で畑地率が50%以上である次の条件のいずれかを満たす地区 ア 地区面積の15%以上の農地の流動化計画があるもの イ 畑地かんがいによるブロックローテーションの営農計画があるもの	事業費の40%以内
	4 地域水田緊急整備型	(1) 一般地帯の同一集落内で2工種以上を行う事業であつて、受益面積の合計がおおむね5ha（山間部にあつては3ha）から20haまでのもの	事業費の37.5%以内
		(2) 指定地域の同一集落内で2工種以上を行う事業であつて、受益面積の合計がおおむね1haから20haまでのもの	事業費の47.5%以内
5 土地改良施設緊急整備補修型	災害以外の原因により機能が損なわれた土地改良施設の補修工事であつて、知事が早急に対処する必要があると認めるもの	事業費の25%以内	
6 ため池整備型	堤とう及びその付帯施設の改良、池敷の改良又は拡張その他貯水量を増大させるために必要な施設の新設又は改良を行う事業	事業費の50%以内	
7 用水障害対策型	次に掲げる要因により農業用用水に障害をきたし、かんがい施設の新設若しくは改良を行う事業又は行つた事業 ア 河床の変動 イ 障害要因が主として自然的なもの ロ その他のもの（人為的） エ 水質汚濁	事業費（事業を実施した地区にあつては、査定額。以下この項において同じ。）の50%以内。ただし、左のアの(イ)のものについては事業費の2/3以内	

農業生産基盤整備事業	8 防災安全施設型	ア 土地改良事業により造成された施設のうち、安全の確保を目的として行う更新、補修又は改修 イ 現行の基準に照らして整備が必要となる安全施設の新設	事業費の50%以内
	9 防災減災施設型	湛水防除事業により造成された施設について、災害発生の際においても、その機能が発揮されるようにすることを主たる目的として行う、小規模な更新又は補修及び耐震化対策等の実施	事業費の50%以内
農村環境整備事業	10 生活関連農道整備型	ア 集落間又は集落と生活に関連した公共施設等を結ぶ農道整備 イ 既設農道に設置する歩道整備	事業費の37.5%以内。ただし、指定地域で行う事業については事業費の47.5%以内
	11 集落水辺環境保全整備型	ア ため池、農業用排水路等の施設を利用した親水護岸、生態系保全施設、遊歩道等の施設整備 イ ばつ気施設等の水質浄化施設整備	事業費の50%以内
	12 農業集落排水整備型	ア し尿、生活雑排水の処理施設整備 イ 雨水排水路整備	事業費の50%以内。ただし、霞ヶ浦流域内（茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例（昭和56年茨城県条例第56号）適用地域に限る。）については事業費の55%以内
	13 茨城グリーン道路景観形成型	広域営農団地農道整備事業により整備された道路用地内の植栽及び同事業に係る道路の沿線に設置する駐車場等（直販施設等と一体的に設置するものに限る。）の施設用地造成整備	事業費の50%以内
調査設計事業	14 調査設計型	上記事業及び知事が特に必要と認めるもの	事業費の50%以内

- 注1 2以上の小団地について、用排水路等により一体的な営農がなされ、かつ、1の団地として整備することが適当と認められる場合には、その合計面積をもって受益地とみなす。
- 2 型欄の1の型において、山間部とは、受益地が地形的に孤立しており、そのまとまりが限定される場合又は谷津田等で地形が狭小である場合をいう。
- 3 型欄の6の型において、原則として、ため池整備台帳に登載されているものを対象とする。
- 4 型欄の7の型において、新設又は改良に係るかんがい施設は原則として永久構造物であるものに限り、水質汚濁は農地防災事業実施要領（平成12年3月24日付け12構改D第166号構造改善局長通知）第9（4）の基準値に準じるものとする。

## 別表の付表

## 山間急傾斜地帯指定地域

所轄公所名	指 定 地 域
県央農林事務所 土地改良部門	笠間市（旧笠間市），城里町（旧常北町，旧桂村〔旧坏村の区域を除く〕，旧七会村）
県北農林事務所 土地改良部門	常陸太田市（旧常陸太田市〔旧西小沢村及び旧幸久村の区域を除く〕，旧金砂郷町，旧水府村，旧里美村），大子町，常陸大宮市（旧御前山村，旧大宮町，旧山方町，旧美和村，旧緒川村）
県北農林事務所 高萩土地改良事務所	北茨城市，高萩市，日立市（旧日立市〔旧東小沢村の区域を除く〕，旧十王町）
県南農林事務所 土地改良部門	石岡市（旧八郷町）
県西農林事務所 土地改良部門	桜川市（旧岩瀬町，旧真壁町〔旧長瀨村の区域を除く〕，旧大和村〔旧大 国村の区域を除く〕）